

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

		告示		告示		告示		告示		告示	
		目次		ページ		病院局		公生口		公生口	
○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示	（県政情報公開室）	一	（警察本部会計課）	一	（都市計画課）	八	○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（四件）	（同）	九	（下水道課）	九
○平成十五年宮城県告示第三百十一号（行政文書の写し等に対する負担しなければならない費用）の一部改正	（ 同 ）	一	（建築宅地課）	一〇	（住宅課）	一一	○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）	（同）	九	（都市計画課）	八
○平成十八年宮城県告示第十九十九号（個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正	（ 同 ）	二	（財政課）	二	（農林水産経営支援課）	二	○都構事業の事業計画変更の認可（三件）	（同）	九	（森林整備課）	九
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	（市町村課）	二	（農業振興課）	二	（食産業振興課）	二	○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者（四件）	（同）	九	（宮城県公報第一〇四四号中）	一一
○公平委員会の事務の受託			（医療整備課）	二	（農業振興課）	二	○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示	（同）	九	（公生口）	一一
○救急医療機関の認定							○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（四件）	（同）	九	（公生口）	一一
○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正							○病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程	（警察本部会計課）	一	（公生口）	一一
○認証食品の認証							○病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程	（警察本部会計課）	一	（公生口）	一一
○農業振興地域の指定							○宮城県公職選舉執行規程の一部を改正する告示	（同）	九	（公生口）	一一
○昭和四十七年宮城県告示第一百六十号（農業振興地域の指定）の一部改正	（ 同 ）	六	（農業振興課）	四	（食産業振興課）	二	○宮城県選舉管理委員会規程の一部を改正する告示	（同）	九	（公生口）	一一
○昭和四十九年宮城県告示第十二百六十号（農業振興地域の指定）の一部改正	（ 同 ）	六	（農業振興課）	四	（農業振興課）	二	○宮城県公職選舉執行規程の一部を改正する告示	（同）	九	（公生口）	一一
○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示							○宮城県選舉管理委員会規程の一部を改正する告示	（同）	九	（公生口）	一一
○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成十五年宮城県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。 第一条第二項の表仙台地方県政情報コーナーの項を削る。							○田代島地先海域に設置された人工魚礁における水産動植物の採捕の制限	（同）	九	（公生口）	一一
○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示							○宮城県公報第一〇四四号中	（同）	九	（公生口）	一一
○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成十五年宮城県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。 第四条 ⁽²⁾ 中「仙台地方県政情報コーナーについては、イ、ロ、ハ及びチに限る。」を削る。							○宮城県公報第一〇四四号中	（同）	九	（公生口）	一一
○道路の区域変更（四件）							○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	（同）	九	（公生口）	一一
○道路の供用開始（二件）							○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）	（同）	九	（公生口）	一一
○県営土地改良事業の工事の完了							○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）	（同）	九	（公生口）	一一
○保安林の指定							○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者（四件）	（同）	九	（公生口）	一一
○道路の区域変更（四件）							○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示	（同）	九	（公生口）	一一
○道路の供用開始（二件）							○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（四件）	（同）	九	（公生口）	一一
○宮城県告示第一百九十七号							○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（四件）	（同）	九	（公生口）	一一

○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正

（農林水産経営支援課）
(食産業振興課)

（農業振興課）

○宮城県告示第一百九十六号
県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示を次のよう

に定める。
平成二十一年三月三十一日

富城県知事 村井嘉浩
県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成十五年宮城県告示第三百十号）の一部を次

のように改正する。
第一條第二項の表仙台地方県政情報コーナーの項を削る。

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成十五年宮城県告示第三百十一号（行政文書の写し等に対し負担しなければならない費用）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一四中「（仙台地方県政情報「一ナ」を除く。）」を削る。

四二中「特に希望する」を「國、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である」に改める。

○宮城県告示第二百九十八号

平成十八年宮城県告示第三百九十九号（個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

表中宮城大学入学者一般選抜試験の項から宮城大学大学院入学者特別選抜試験（社会人、外国人留学生）の項までを削り、同表技能検定試験の項及び職業訓練指導員試験の項中

「経済商工観光部産業人材・雇用対策課」を「経済商工観光部産業人材対策課」に改める。

○宮城県告示第二百九十九号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加えるものとし、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一項を次のように変更する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

第三条第一項中「浜松市」の下に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百一號

名取市の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

名取市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により、名取市（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務（以下「公平委員会の事務」といふ。）を宮城県（以下「乙」といふ。）の人事委員会に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第一条 公平委員会の事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによる。ただし、地方公務員法第五十二条第四項の規定による管理職員等の範囲を定める人事委員会規則は、甲について別に定める。

（委託事務に関する経費の支弁の方法等）

第三条 第一条の規定により乙が委託を受けた事務の処理に要する経費は、乙が支弁し、その費用は、甲が負担する。

（補則）

第四条 公平委員会の事務の管理及び執行に関する乙の条例、規則その他の規程を制定し、改正し、又は廃止したときは、乙は、直ちに甲に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、公平委員会の事務の委託に関する必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百一號

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
大崎市民病院鳴子温泉分院	大崎市鳴子温泉字末沢一番	平成二十一年三月十五日	平成二十四年三月十四日

○宮城県告示第三百一號

宮城県漁業協同組合、雄勝町雄勝湾漁業協同組合及び矢本漁業協同組合が合併したこととなつたが、当該漁業協同組合に係る加入区については、引き続き、存続させることとし、平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）のうち、当該漁業協同組合に係る加入区の名称等を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

官 城 署 公 務

平成二十一年三月三十日

法第百四条第一号に掲げる漁業（わかめをとる漁業）の表雄勝町雄勝湾加入区の項を次のように改
る。

宮城県第48加入区
（水域）共第116号漁業権の漁場の区域
（区域）宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区

法第百四条第一項に掲げる漁業（いんぶをとる漁業）の表雄勝町雄勝湾加入区の項を次のように改める。

宮城県第32加入区	（区域）共第116号漁業権の漁場の区域 （区域）宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区
宮城県第86加入区	（水域）共第116号漁業権の漁場の区域 （区域）宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区

宮城県第86加入区
（水域）共第116号漁業権の漁場の区域
（区域）宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区

「雄勝町雄勝湾第1加入区」の管轄区域は、雄勝町雄勝湾漁業協同組合（矢本支所）と宮城県漁業協同組合の管轄区域である。この区域は、雄勝町雄勝湾第1加入区の管轄区域である。

宮城県第29加入区	仙台市、亘彌郡亘彌町
宮城県第30加入区	名取市、栗原市、亘彌郡亘彌町
雄勝町雄勝湾第3加入区	仙台市、名取市、栗原市、亘彌郡亘彌町

宮城県第34加入区	宮城県漁業協同組合の矢本支所の地区
法第百一十九条の二掲げる漁業（わかめ養殖業）の表中	

雄勝町雄勝湾加入区 雄勝町雄勝湾漁業協同組合の地区

宮城県第102加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区
宮城県第103加入区	宮城県漁業協同組合の矢本支所の地区

に改め、同表矢本加入区の項を削る。

宮城県第88加入区 宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区

法第百一十五条の二に掲げる漁業（ほたて貝養殖業）の表雄勝町雄勝湾第一加入区の項から雄勝湾第十三加入区の項までを次のように改める。

宮城県第92加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝・湾支所の地区のうち上雄勝の区域
宮城県第93加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝・湾支所の地区のうち伊勢畠、船戸 神明及び唐桑の区域
宮城県第94加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝・湾支所の地区のうち水浜及び分浜 の区域

宮城県第95加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち向の区域
宮城県第96加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち小浜及び浪板の区域
宮城県第97加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区のうち天神の区域

宮城県第98加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区的うち立浜の区域
宮城県第99加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区的うち寺下の区域
宮城県第100加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区的うち袖浜及び大浜の区域
宮城県第101加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区的うち利田の区域
宮城県第102加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区的うち小島の区域
宮城県第103加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区的うち沼尻の区域
宮城県第104加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区的うち明神の区域

法第51条第15項の「上掲げる漁業（特定かき養殖業）の表雄勝町雄勝湾加入区の項を次のよう改め。

○宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百四〇号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十一年三月三十日

宮城県第205加入区	宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝湾支所の地区
------------	-----------------------

宮城県知事 村井嘉浩

認証食品

認証番号	品目	申請者は氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
三十一	仙台牛	株式会社みなとや精肉店 代表取締役 加藤維	株式会社みなとや精肉店	仙台市青葉区荒巻本沢二一四七
七十四	料果実等飲	仙台農業協同組合野代事組合長高秀策	桔梗長兵衛商店	亘理郡山元町山寺字牛橋一九
七十五	料果実等飲	早坂成人	桔梗長兵衛商店	亘理郡山元町山寺字牛橋一九
九十二	宮城県産	仙台味噌醤油株式会社	仙台味噌醤油株式会社	大崎市松山金谷字山翠沢東六

仙台味噌	代表取締役	遠藤勝	社わさび工場	-
百一十	農産物漬	千坂イナ子	要害農産	黒川郡大郷町中村字西駄唐一
百一十一	農産物漬	加藤タツヒ	ファームワンド加藤	黒川郡大郷町大松沢字茶立場上五・三
百一十二	農産物漬	愛・ひんじ松島加工代表会	仙台農業協同組合	宮城郡松島町磯崎字新浜二九

一 認証年四〇

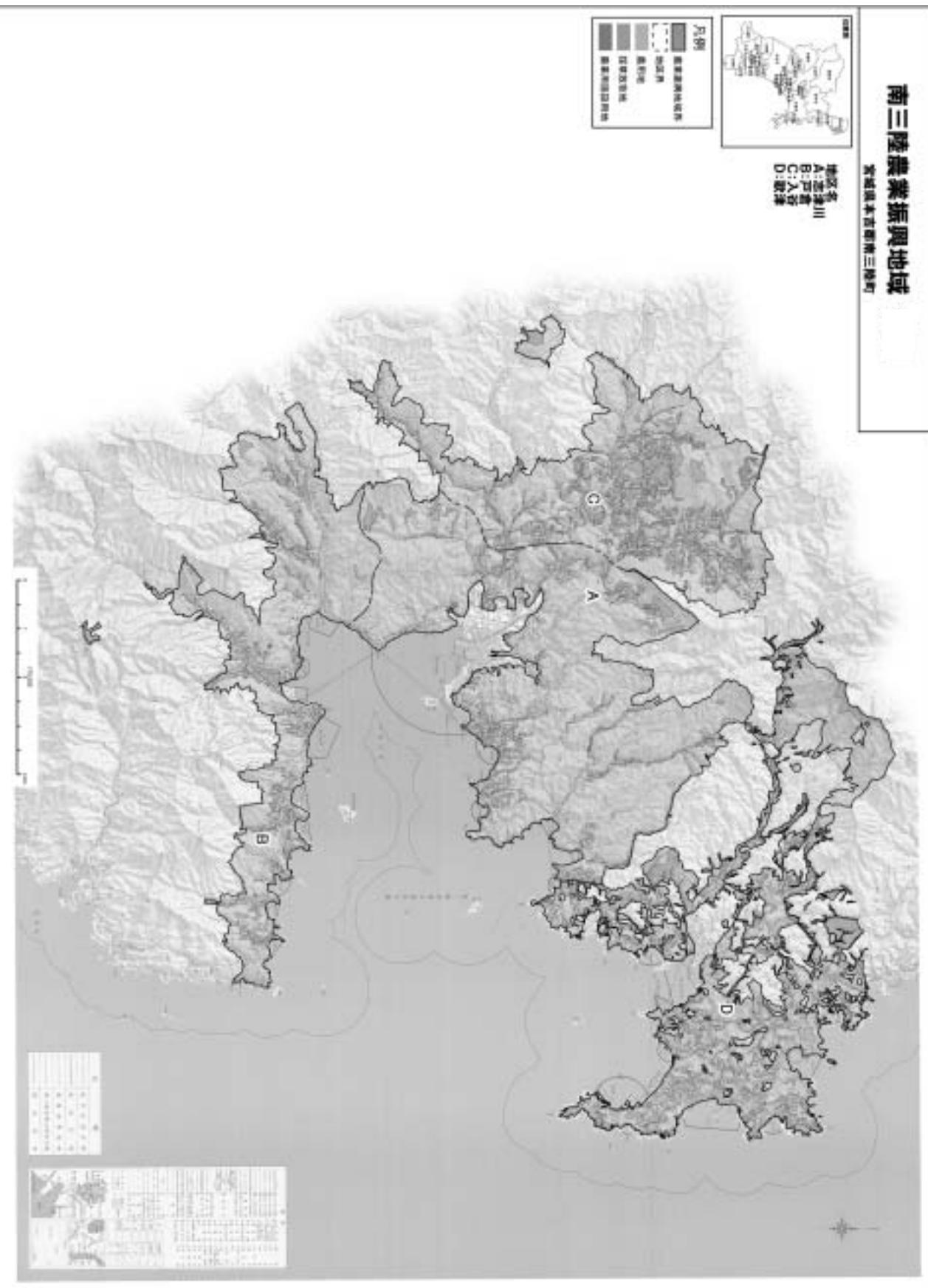
平成二十一年三月三十日

○宮城県知事第三四〇四〇

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、南三陸町に係る農業振興地域を次のとおり指定する。
なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び氣仙沼地方振興事務所に備え置いて総覽に供する。

平成二十一年三月三十日

宮城県知事 村井嘉浩



豊里	飯土井	笠野	日根牛	石森	森越戸	五ヶ村堀	石越南部	津山	赤生津	石越東部	登米南部	豊里	北方
ため池等整備事業	湛水防除事業	湛水防除事業	湛水防除事業	湛水防除事業	湛水防除事業	湛水防除事業	湛水防除事業	湛水防除事業	水質障害対策事業	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
昭和六十二年三月二十日	昭和六十一年二月十日	平成五年三月三十一日	昭和六十二年三月二十五日	昭和六十一年三月二十日	昭和六十一年三月二十日	昭和五十九年三月二十日	昭和五十九年三月二十日	昭和五十九年三月二十日	昭和五十年三月十八日	昭和六十年三月二十一日	昭和五十三年三月三十日	昭和四十八年三月三十日	昭和五十九年二月二十一日

旧古川2期	ため池等整備事業	平成四年二月二十一日
橋向	ため池等整備事業	平成四年十一月二十一日
稻井	ため池等整備事業	平成九年四月十五日
大網	ため池等整備事業	平成十年三月十六日
釜谷	ため池等整備事業	平成十年三月二十日

○富城県告示第三百八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の一第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十一年三月三十一日

富城県知事 村井嘉浩

一 保安林の所在場所
黒川郡大和町宮床字高山一八の四

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
(一) 主伐にかかる伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次とのおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○富城県告示第三百九号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間富城県庁（土木部道路課）及び富城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

一 道路の種類 県道	変更の区間		前変更の敷地の幅員(メートル)	後変更の敷地の幅員(メートル)	前変更の敷地の延長(メートル)
二 路線名 石巻工業港矢本線					
三 道路の区域			二八・〇	五七・四	三五・〇
			六一・五	三五・〇	

一 道路の種類 県道	変更の区間		前変更の敷地の幅員(メートル)	後変更の敷地の幅員(メートル)	前変更の敷地の延長(メートル)
二 路線名 石巻工業港矢本線					
三 道路の区域			一九・六	一〇・〇	一一三・一
			六七・〇	七一・六	一一三・一

○富城県告示第三百十一号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 丸森柴田線

三 道路の区域

変更の区間			前変更の 敷地の幅員 (メートル)	前変更の 敷地の延長 (メートル)	備考
後A	B	A			
一〇・五七〇	三・五七〇	三六九・五	三五七・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
一〇・五七〇	三・五七・五	三五七・五			

○宮城県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 岩入一迫線

三 道路の区域

変更の区間			前変更の 敷地の幅員 (メートル)	前変更の 敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	前			
一〇・八八〇	一〇・八一〇	一六・〇			
一六・〇					

○宮城県告示第三百十三号

大崎市鳴子温泉鬼首字上岩入四〇番一地先までから市鳴子温泉鬼首字上岩入三七番一地先まで

県道	種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
石巻港インターライン	東松島市赤井字鷺塚八番八地先まで	石巻市重吉町二〇番一地先から		平成二十一年三月三十一日

○宮城県告示第三百十四号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 組合の名称

利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城郡利府町神谷沢字長田三十五番地十四

三 設立認可の年月日

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

宮 城 県 公 報

四 变更認可の年月日	
平成二十一年三月二十五日	○富城県告示第三百十六号
○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。	
平成二十一年三月三十一日	○富城県告示第三百十六号
一 施行者の名称	若柳都市計画道路事業
二 都市計画事業の種類及び名称	2 名称
仙台市	三・四・三号 川北川南線
三 事業施行期間	平成十四年十月一十五日から平成二十一年二月三十日まで
四 事業地	平成二十一年三月三十一日
1 収用の部分	1 事業地
2 使用の部分	2 事業地
なし	宮城県栗原市若柳字川北新町、川北中町、川北塚ノ根及び川北元町裏地内
一 施行者の名称	○富城県告示第三百十八号
二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十一年三月三十一日	平成二十一年三月三十一日
一 施行者の名称	宮城県知事 村井嘉浩
二 都市計画事業の種類及び名称	一 施行者の名称
1 種類	「豊里町」を「登米市」に変更する。
2 名称	宮城県知事 村井嘉浩
なし	「豊里町特定環境保全公共下水道」を「登米市特定環境保全公共下水道」に変更する。
一 施行者の名称	三 事業施行期間
二 都市計画事業の種類及び名称	一 事業地
1 種類	「平成三年一月五日から平成二十一年二月三十日まで」を「平成三年一月五日から平成二十七年三月三十日まで」に変更する。
2 使用の部分	二 事業地
変更なし	宮城県知事 村井嘉浩
一 施行者の名称	三 事業施行期間
二 都市計画事業の種類及び名称	一 事業地
1 種類	「平成三年一月五日から平成二十一年二月三十日まで」を「平成三年一月五日から平成二十七年三月三十日まで」に変更する。
2 使用の部分	二 事業地
変更なし	宮城県知事 村井嘉浩

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称

「津山町」を「登米市」に変更する。

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

津山都市計画下水道事業

2 名称

「津山町特定環境保全公共下水道」を「登米市特定環境保全公共下水道」に変更する。

三 事業施行期間

「平成八年十月二十四日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成八年十月二十四日から平

成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○富城県告示第三百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 施行者の名称

「東和町」を「登米市」に変更する。

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

東和都市計画下水道事業

2 名称

「東和町特定環境保全公共下水道」を「登米市特定環境保全公共下水道」に変更する。

三 事業施行期間

「平成九年一月七日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成九年一月七日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

宮城県知事 村井嘉浩

一 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百一十一号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 宅地建物取引業者の商号

福仙興業株式会社

二 代表者の氏名

加藤 正文

三 事務所の所在地

仙台市若林区連坊一丁目五番十五号

四 免許年月日及び免許番号

平成十九年十一月八日 宮城県知事（十一）第千一百一号

○宮城県告示第三百一十一号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

一 宅地建物取引業者の商号

有限会社誠寛堂

二 代表者の氏名

宮竹 重誠

三 事務所の所在地

塩竈市貞山通一丁目三番八号

四 免許年月日及び免許番号

平成十八年五月十六日 宮城県知事(五)第三千六百三十四号

○宮城県告示第三百二十三号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号
雄和総合開発株式会社

二 代表者の氏名

遠井 雄二郎

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町一丁目十番三十二号第一日本オフィスビル

四 免許年月日及び免許番号

平成十八年八月二十八日 宮城県知事(一)第四千九百二十七号

○宮城県告示第三百二十四号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 代表者の氏名

三宅 瀧太郎

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町一丁目十番三十二号

四 免許年月日及び免許番号

平成十八年七月十九日 宮城県知事(一)第五千三百八十号

○宮城県告示第三百二十五号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

第一条 県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第一百八十号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表を次のように改める。

一 宅地建物取引業者の商号

株式会社エスコ・リンク

住 宅 名	所 在 地	建設年度
県営黒松第一住	仙台市	

同	平成六年度	同	年度昭和四十四	同	同	平成二年度	年度昭和三十九	年度昭和三十七	年度昭和三十六	火中層耐	構造	係利便性	応益係数	住宅家賃の 近傍同種の 住宅家賃
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三五・三	三五・三	〇・九五八	〇・一五九〇	一四、七〇〇円
五六・四	五四・六	四〇・二	三三・六	八六・〇	六七・二	五六・一	〇・九八三	〇・九五八	〇・九五八	〇・一七六四	〇・一六四八	一四、七〇〇円	一四、七〇〇円	一四、七〇〇円
〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	一・〇九二	〇・八五四	〇・八五四	〇・八五四	七一、四〇〇円	七一、四〇〇円	一九、八〇〇円	一九、八〇〇円	一九、八〇〇円
〇・七四〇七	九三・四〇〇五	〇・七七七	〇・三五八	〇・一八四〇	一一、一〇〇五	九一、三〇〇五	九一、三〇〇五	九一、三〇〇五	九一、三〇〇五	一一、一〇〇五	一一、一〇〇五	九〇、六〇〇円	九〇、六〇〇円	九〇、六〇〇円

		同																	
		県営折立住宅																	
同	年昭和五十二	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	同	同	同	同	平成八年度	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	五五・〇	七九・七	七四・九	六八・六	六六・〇	六三・四
四五・七	四五・一	七九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七	七六・二	六九・〇	六六・四	六六・〇	六三・四	五六・九	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七
〇・九一七五	〇・九一七五	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九六三七	〇・九八三六	一〇・四六八	一一〇・二〇〇四	一二・三〇〇四	一〇・八〇一〇	一〇・九〇〇四
〇・四五一三	〇・四五五四	〇・四四五四	一・〇八七三	〇・九四二三	〇・九〇〇三	〇・七七六一	一・〇七四	一・〇一七三	〇・九三〇一	〇・八八九七	〇・八八五五	〇・八五四七	〇・七六七〇	九七・九〇〇四	九四・二〇〇四	一〇七・八〇〇四	一一・九〇〇四	一二・九〇〇四	一〇・九〇〇四
四六・七〇〇四	四六・九〇〇四	四六・七〇〇四	二五・六〇〇四	一〇・六〇〇四	一〇・五七〇〇四	九一・三〇〇四	一六・九〇〇四	一五・六〇〇四	一五・五〇〇四	一五・四〇〇四	一五・三〇〇四	一五・二〇〇四	一五・一〇〇四	一五・〇〇〇四	一四・九〇〇四	一四・八〇〇四	一四・七〇〇四	一四・六〇〇四	一四・五〇〇四

			県営新坂住宅 (身体障害者向け住宅)	県営新坂住宅												県営桜ヶ丘住宅				
				同																
同	同	年昭度和五十九	同	同	年昭度和五十四	同	同	同	平成四年度	同	同	同	同	年昭度和五十四	同	同	同	同	同	
同	同	火中造耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火高層耐	同	同	同	同	同
八三・八	七一・三	五六・六	六二・四	五四・五	五一・九	七六・八	六三・六	六三・六	五四・二	七三・五	六一・七	六一・三	五九・二	四四・九	六五・三	五七・〇	五六・五	五六・五	四五・七	
〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九九八一	〇・九九八一	〇・九九八一	〇・九九八一	〇・九九八一	〇・九九八一	〇・九九八一	〇・九四八一	〇・九四八一	〇・九四八一	〇・九四八一	〇・九四八一	〇・九二七五	〇・九二七五	〇・五五八〇	〇・五五八〇	〇・四五三	
〇・九一六四	〇・七九七	〇・七九七	〇・六一八九	〇・六八五〇	〇・五九八三	〇・五八〇七	一・〇一七九	〇・八四二五	〇・八四二五	〇・七一八三	〇・七六六四	〇・六五三六	〇・六三九一	〇・六一七三	〇・四六八二	〇・六四四九	〇・五五八〇	五六・四〇〇円	五〇・三〇〇円	
八一、九〇〇円	六九、六〇〇円	五五、四〇〇円	六一、一〇〇円	五四、二〇〇円	五三、一〇〇円	九五、〇〇〇円	七六、八〇〇円	七六、七〇〇円	六七、二〇〇円	六九、一〇〇円	五九、三〇〇円	五八、〇〇〇円	五六、一〇〇円	四三、一〇〇円	六七、一〇〇円	五六、四〇〇円	六〇、五〇〇円	五六、一〇〇円	五〇、三〇〇円	

				県営(身体障害者向 け住宅)	県営広瀬住宅																	
				同	同																	
同	同	同	平成 二年 度	年昭和 五十九	同	同	同	同	年昭和 六十三	同	同	同	同	同	年昭和 六十二	同	同	同	同	同	度昭和 六十 年	
同	同	同	火高層耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六五・三	五三・三	五一・八	五一・四	七一・三	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	〇・九〇八	〇・九〇八	
〇・九九一	〇・九九一	〇・九九一	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇六三	〇・九〇九	〇・九〇三	〇・七四九	〇・七九三	〇・六八〇	〇・六八〇	
〇・八四三五	〇・六六八五	〇・六六一〇	〇・六七六八	〇・八三〇	〇・九八二	〇・九四七	〇・八五七	〇・七六〇六	〇・六五五五	〇・九六八四	〇・九五六	〇・八一四二	〇・七六九七	〇・七六九七	六八・四〇〇	五七・四〇〇	八一・三〇〇	八〇・四〇〇	七〇・〇〇〇	六七・二〇〇	五五・七〇〇	
五九・七〇〇	四九・一〇〇	四八・四〇〇	四六・三〇〇	六八・七〇〇	八四・〇〇〇	七一・五〇〇	六七・二〇〇	五六・八〇〇	八一・一〇〇	八一・一〇〇	七一・〇〇〇	七一・〇〇〇	七一・〇〇〇	七一・〇〇〇	五七・四〇〇	五七・四〇〇	八一・三〇〇	八〇・四〇〇	七〇・〇〇〇	六七・二〇〇	五五・七〇〇	

													県営(身体障害者向 け住宅)	県営支倉住宅									
													同	同									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	年昭和 五十七	年昭和 四十五	年昭和 四十四	年昭和 四十五	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	火高層耐	同	同	同	同	同	同	火中造耐	火中造耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
七六・一	六七・三	六一・二	五一・三	五〇・四	七七・七	七五・三	六七・三	六一・七	六一・二	五一・五	五〇・四	三一・四	三一・四	七九・四	六八・〇	六六・〇	六六・〇	六六・〇	六五・八	〇・九九一	〇・九九一	〇・九九一	
〇・九七九一	〇・九七九一	〇・九七九一	〇・九七九一	〇・九七九一	〇・九九一	〇・九九一	〇・八五四	〇・八五四															
〇・八五八七	〇・七五九四	〇・六九〇六	〇・五七八九	〇・五七八七	〇・八七六八	〇・八四九七	〇・七五九四	〇・六九六二	〇・六九〇六	〇・五八二	〇・五六八七	〇・五六八七	〇・一八七三	三三・八〇〇	三三・八〇〇	七三・一〇〇	六九・二〇〇	六九・二〇〇	六九・二〇〇	六九・二〇〇	六九・二〇〇	六九・二〇〇	
八一・五〇〇	七三・〇〇〇	六五・五〇〇	五五・七〇〇	五四・七〇〇	八三・一〇〇	八一・六〇〇	七三・〇〇〇	六五・〇〇〇	六五・五〇〇	五四・八〇〇	五四・七〇〇	五四・七〇〇	五四・七〇〇	五四・七〇〇	五四・七〇〇	五四・七〇〇	五四・七〇〇	五四・七〇〇	六九・二〇〇	六九・二〇〇	六九・二〇〇		

	県営宮六丁目東住						県営六丁目住宅			県営中倉住宅			県営燕沢住宅			県営岩切住宅			県営蒲生住宅		
	同						同			同			同			同			同		
年度 昭和 五十二	同	同	同	同	同	年昭度 和六十一	年昭度 和五十七	同	同	年昭度 和五十五	同	度昭和 六十一年	同	年昭度 和五十九	同	同	同	同	年昭度 和五十八		
火中層耐	同	同	同	同	同	火高層耐	火中層耐	同	火高層耐	火中層耐	同	同	同	同	同	同	同	同	火中層耐		
五五・九	八二・四	七九・九	七八・五	六七・七	六五・二	五一・五	六〇・七	五九・二	六二・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五			
〇・九一五	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇	〇・九一七〇			
〇・五四四七	〇・九三三九	〇・九〇五六	〇・八八九七	〇・七六七三	〇・七三八九	〇・五五五〇	〇・六四八八	〇・六五四七	〇・六三二六	〇・六七三三	〇・六七〇六	〇・七五二	〇・六六〇八	〇・七三九	〇・七三七五	〇・七三七五	六一、五〇〇円	六一、四〇〇円			
四一・九〇〇四	八七・三〇〇円	八四・四〇〇円	八四・五〇〇円	七九・一〇〇円	六九・一〇〇円	五六・二〇〇円	五六・〇〇〇円	五六・九〇〇円	五六・三〇〇円	五六・七〇〇円	七一・八〇〇円	七四・四〇〇円	六九・六〇〇円	六三・一〇〇円	五六・二〇〇円	五六・一〇〇円	五六・六〇〇円	五六・六〇〇円			

宅県営将監第一住												宅県営黒松第三住			宅県営黒松第二住			県営太白住宅		
同												同			同			同		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	年昭度 和四十五	年昭度 和四十三	年昭度 和四十二	年昭度 和四十一年	度昭和 四十年	年昭度 和三十九	同	年昭度 和五十三	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
八〇・五	七九・九	七九・六	七九・四	六三・一	五七・六	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	三七・一	四〇・二	四〇・二	四〇・三	四〇・三	四〇・三	五九・三	五七・〇	五九・三		
〇・九八一五	〇・九八一五	〇・九八一五	〇・九三三五	〇・九八一五	〇・九八一五	〇・九八一五	〇・九八一五	〇・九八一五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	〇・九三三五	
〇・九四七五	〇・九〇一九	〇・九一五三	〇・七六七二	〇・七五九七	〇・六九三五	〇・四六七一	〇・四六七一	〇・四六七一	〇・四六七一	二七・一〇〇円	二七・一〇〇円	二六・二〇〇円	二六・一〇〇円	二六・一〇〇円	二六・一〇〇円	二七・六〇〇円	二六・六〇〇円	二六・六〇〇円	二六・六〇〇円	
一一六・〇〇〇円	九六・五〇〇円	一六・一〇〇円	七六・四〇〇円	一〇〇・五〇〇円	九八・〇〇〇円	五六・九〇〇円	五六・〇〇〇円	五六・九〇〇円	五六・〇〇〇円	四六・四〇〇円	四六・四〇〇円	四六・四〇〇円	四六・四〇〇円	四六・四〇〇円	四六・四〇〇円	四五・三〇〇円	四五・四〇〇円	四五・三〇〇円	四五・三〇〇円	

県営加茂第三住	県営七北田住宅					県営虹の丘住宅		県営加茂第一住										県営加茂住宅			
同	同					同		同										同			
同	平成元年 度	同	同	同	年昭 度和 六十三	同	年昭 度和 六十 一	同	同	年昭 度和 六十三	同	同	度昭 和六十 年	同	同	年昭 度和 五十八	同	年昭 度和 五十七	年昭 度和 五十五		
同	火中 造耐 力	同	同	同	火高 層耐 力	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七一・二	六四・六	六〇・五	七一・二	六四・六	六〇・五	六四・六	六〇・七	六〇・五	六八・四	六〇・一	〇・九三九	〇・五八八五	
〇・九三四一	〇・九三四一	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九三五八	〇・九三五八	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九三九	〇・六三九九	〇・五八八五	
〇・八一四六	〇・八一四六	〇・七五九八	〇・九五〇八	〇・九五〇八	〇・九五〇八	〇・七五五五	〇・七五五五	〇・七八六六	〇・七八六六	〇・七八六六	〇・七八六六	〇・七八六六	〇・七八六六	〇・七八六六	〇・七八六六	〇・七八六六	〇・七八六六	〇・六五五七	〇・六五五五	〇・七八三	
六四・四〇〇円	六四・四〇〇円	五七・三〇〇円	八一・三〇〇円	七五・九〇〇円	七一・〇〇〇円	六三・七〇〇円	七七・六〇〇円	六八・二〇〇円	七〇・九〇〇円	六三・五〇〇円	六〇・〇〇〇円	七三・一〇〇円	六五・六〇〇円	六一・六〇〇円	六四・五〇〇円	六〇・九〇〇円	六三・六〇〇円	六〇・七〇〇円	六三・六〇〇円	五六・六〇〇円	五〇・八〇〇円

県官河南鹿又住	向宅(身体障害者住)	県官石巻吉野住						県官石巻鹿妻住						県官石巻水押住						
同	同	同						同						同						
年度 昭和五十八	同	同	同	同	同	年 昭度 和五十九	同	同	同	年 昭度 和五十三	同	年 昭度 和五十二	年 昭度 和五十一	同	度昭 和五十年	同	同	同	同	
火中 造層耐	同	同	同	同	同	火高層耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六〇・五	六三・二	七七・二	七四・九	六三・二	六一・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	
〇・八六四九	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇七	〇・九三〇七	〇・九三〇七	〇・三七五二	〇・三七五二	〇・六八一六	〇・七六四六	〇・六七八八	〇・六七五七	
〇・四五九一	〇・五五四四	〇・五四一七	〇・五六三三	〇・五五五四	〇・五五七〇	〇・四五二四	〇・四五九四	〇・四五五五	〇・四五六九	〇・三四三六	〇・四一九九	〇・三四一〇	三六・一〇〇	三六・〇〇〇	一一九	一一〇〇	九六・二〇〇	八九・一〇〇	八六・一〇〇	八六・〇〇〇
五一・六〇〇	五五・五〇〇	七一・三〇〇	六八・三〇〇	五六・五〇〇	五七・一〇〇	四五・九〇〇	四五・八〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	三九・〇〇〇	

						県官石巻渡波向住(老人世帯持向住)	県官石巻渡波住			県官石巻西境谷			県官石巻黄金浜		県官石巻門脇住		県官石巻桃生中津山		宅	
						同	同			同			同		同		同		同	
平成元年度	同	同	年 昭度 和五十一	同	度昭 和五十年	同	同	同	平 成九 年度	同	同	平 成四 年度	同	平 成二 年度	同	年 昭度 六十三	平 成二 年度	年 昭度 六十三	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火中 造層耐	木造	同	同	
五一・〇	五七・九	五一・二	三一・七	五七・九	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三	七二・八	六六・八	四八・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六六・四	六六・四	六四・六	
〇・九四九	〇・九四九	〇・九四九	〇・九四九	〇・九四九	〇・九四九	〇・九三一	〇・九三一	〇・九三一	〇・九三一	〇・九八〇一	〇・九八〇一	〇・九八〇一	〇・九八〇一	〇・九八〇一	〇・九八〇一	〇・九八〇一	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四九	
〇・四五六〇	〇・四一〇六	〇・四一〇六	〇・三七一九	〇・三七一九	〇・三七一九	〇・三七一九	〇・三七一九	〇・三七一九	〇・三七一九	〇・七一〇七	〇・六五一〇	〇・六五一〇	五一・五〇〇	五一・三〇〇	四五・二〇〇	四五・一〇〇	四五・一〇〇	四五・一〇〇	四五・一〇〇	
三五・九〇〇	三五・一〇〇	三五・一〇〇	三一・六〇〇	三一・六〇〇	三一・六〇〇	三一・六〇〇	三一・六〇〇	三一・六〇〇	三一・六〇〇	九六・六〇〇	八一・八〇〇	一二・九〇〇	九六・六〇〇	九六・六〇〇	九六・六〇〇	九六・六〇〇	九六・九〇〇	四六・九〇〇	五五・七〇〇	

県営気仙沼鹿折 住宅		県営塩釜舟入住 住宅							県営塩釜天満崎 住宅		県営塩釜北浜住 宅		県営塩釜庚塚住 宅		住宅 塩竈市							
気仙沼市		同							同		同		同		塩竈市							
同	年度和五十一	同	同	同	同	同	年昭和六十二	同	年昭和五十六	年昭和五十五	同	年昭和五十四	同	同	同	平成四年度	同	同	同	同	同	同
同	火中造耐	同	同	同	同	同	火高層耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五一・五	五一・二	七九・九	七九・二	六九・〇	六八・七	六八・四	五七・〇	六一・八	五九・三	六三・一	五九・三	五七・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	七七・七	六四・六	〇・九三四九	〇・九三四九	六四・〇	〇・九三四九
〇・九一五	〇・九一五	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・九一三四	〇・五七三	〇・五七三	
〇・三五〇八	〇・三五四二	〇・六七八八	〇・六七八九	〇・五六三二	〇・五六三七	〇・五六二	〇・四六四三	〇・四六八四	〇・四六八六	〇・四六四二	〇・四六四七	〇・四六四七	〇・四六四七	〇・四六四七	〇・四六四七	〇・四六四七	六一・八〇〇円	六一・二〇〇円	四六・六〇〇円	四六・六〇〇円	四五・五〇〇円	四五・〇〇〇円
三一・九〇〇円	三一・三〇〇円	六七八〇〇円	六七八一〇〇円	五六・六〇〇円	五六・三〇〇円	五六・一〇〇円	四六・四〇〇円	四〇・一〇〇円	三七・七〇〇円	三七・三〇〇円	三七・五〇〇円	三七・五〇〇円	三七・五〇〇円	三七・五〇〇円	三七・五〇〇円	三七・五〇〇円	六一・八〇〇円	六一・二〇〇円	四六・六〇〇円	四六・六〇〇円	四五・五〇〇円	四五・〇〇〇円

県営名取谷津山				丘四丁目住宅 名取が							県営名取飯野坂							県営名取田高住			宅県営白石寿山住		
同				同							同							名取市			白石市		
同	同	同	平成五年度	同	同	同	平成七年度	同	同	同	同	同	同	同	平成四年度	同	同	年昭度五十一	同	年昭度四十九	同	年昭度五十三	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六五・五	六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五一・五	五一・二	四六・五	四六・五	〇・九一八七	〇・九一八七	〇・九一五	〇・九一五	
〇・九五七一	〇・九五七一	〇・九五七一	〇・九五七一	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・九五九〇	〇・三〇〇円	〇・三〇〇円		
〇・六七四七	〇・六七〇六	〇・五九八五	〇・五六七六	〇・八三五	〇・七四五	〇・六九五	〇・五八五	〇・八一〇五	〇・七三〇五	〇・七三八五	〇・六七六	〇・六七六	〇・六七六	〇・六七六	〇・六七六	〇・六七六	四一・二〇〇円	三七・五〇〇円	三四・九〇〇円	三四・九〇〇円	二七・六〇〇円	二七・三〇〇円	
七四・七〇〇円	七四・七〇〇円	六五・九〇〇円	六五・一〇〇円	一〇・八・八〇〇円	九九・三〇〇円	九九・九〇〇円	八〇・三〇〇円	六八・一〇〇円	五九・九〇〇円	二七・六〇〇円	二七・三〇〇円												

住県當多賀城八幡										宅県當角田横倉住		宅県當名取増田住						第二住宅手倉田		住宅			
多賀城市										角田市		同						同					
同	同	同	度昭和六十年	年昭和四十一	年昭和三十五	年昭和三十四	年昭和三十三	同	平成五年度	同	同	平成三年度	年昭和六十一年	度昭和六十年	年昭和五十六	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	火高層耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六八・九	六八・九	六二・〇	五三・六	四〇・三	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	〇・九五七一	〇・九五七一	六七・五	〇・九五七一	〇・九五七一	〇・九五七一
〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九〇〇	
〇・六四九三	〇・六四九三	〇・五六四三	〇・五五四一	〇・一一七八	〇・一一三三	〇・一一三三	〇・一一八二	〇・一一〇八二	〇・六六五九	〇・五七六三	〇・八三三天	〇・七〇〇〇三	〇・八〇〇〇	四八・〇〇〇									
六一・六〇〇円	六一・八〇〇円	五六・七〇〇円	四九・〇〇〇円	一八・五〇〇円	一三・四〇〇円	一一・五〇〇円	一一・六〇〇円	九三・六〇〇円	八一・五〇〇円	五六・二〇〇円	四五・二〇〇円	四五・二〇〇円	四五・二〇〇円	四五・二〇〇円	四五・二〇〇円	四五・二〇〇円	四五・二〇〇円	四五・二〇〇円	四五・二〇〇円	七七・五〇〇円	七七・五〇〇円	七七・五〇〇円	

住県當若沼相の原										宅県當若沼亀塚住		住県當若沼浮島						元県當多賀城中峯		住宅		住県當多賀城大代			
岩沼市										同						同		同		同					
同	年昭度五十一	同	同	同	度昭和五十年	同	同	年昭度四十九	年昭度四十七	同	同	年昭度五十三	年昭度五十二	年昭度五十年	度昭和五十六	同	平成三年度	同	同	年昭度六十一					
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火中層耐	五五・三	〇・九五〇〇	〇・五八七		
五一・三	五一・三	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	五七・九	四六・五	四四・六	四三・五	六六・七	五五・九	四五・〇	五七・〇	四六・五	六八・〇	五五・〇	七八・三	六八・二	〇・九五〇〇	〇・九五二	〇・九五二	〇・五八六	四四・五〇〇円		
〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四三	〇・九四一九	〇・九四一九	〇・九四一九	〇・九四一九	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六	〇・九三七六			
〇・三七九六	〇・三七九六	〇・四三〇五	〇・三七五	〇・三六七八	〇・三六八三	〇・三六八三	〇・三六八三	〇・三六八三	〇・三六八三	〇・三三〇八	〇・三一八九	〇・三一八九	〇・三一〇八	〇・三一〇八	〇・三一〇八	〇・三一〇八	〇・三一〇八	〇・三一〇八	〇・三一〇八	〇・三一〇八	七三・七〇〇円	六四・五〇〇円			
三三・一〇〇円	三三・一〇〇円	四六・九〇〇円	三〇・〇〇〇円	四七・四〇〇円	三一・四〇〇円	二九・五〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	二九・四〇〇円	五三・九〇〇円	五三・九〇〇円	五三・九〇〇円			

県宮若柳川南住	県宮迫萩洗住宅	県宮登米前舟橋	県宮岩沼千貴住	者住宅(「身体障害の原 巣宮岩沼相の原 向け住宅」)	
栗原市	同	登米市	同	同	
同	平成七年度	同	平成七年度	同	同
同	同	同	同	同	同
六七・四	五六・〇	六九・〇	六六・〇	七八・三	六五・二
〇・九八一七	〇・九八一七	〇・九九一	〇・九九一	〇・九九一	〇・九九一
〇・六三九四	〇・五三二	〇・六六一	〇・六三七	〇・七一七	〇・六〇五
九一、二〇〇円	七九、八〇〇円	八九、一〇〇円	八六、〇〇〇円	五八、三〇〇円	四三、五〇〇円

県営古川李坪住								県営三本木西浦			県営古川福浦住			県営鹿島台福芦			二住宅		県営矢本赤井住	
同								同			同			大崎市			同		同	
同	同	度平成十四年	同	平成十年度	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	昭和六十三	年度昭和五十一	度昭和五十年	平成八年度	同	平成三年度	同		
同	同	火高層耐	同	火中層耐	同	同	同	火高層耐	同	同	同	木造	同	同	火中層耐	同	同	同		
七五・一	六五・一	六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四	七三・三	〇・九七九	七三・三	
〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇	〇・九二七四	〇・九二七四	〇・九二七四	〇・九二三	〇・九二三	〇・九七八	〇・九七八	〇・五九三	〇・五九三		
〇・七六九三	〇・七六九三	〇・六六六九	〇・六四七四	〇・七七四	〇・六五八三	〇・七〇一七	〇・六五四	〇・六五四	〇・六五四	〇・四五八一	〇・四五八一	〇・四五八一	〇・四九二六	〇・四九二六	〇・四九二六	〇・三八四五	〇・三八四五	〇・七一〇	〇・五八一七	
一一〇四	一一〇四	九四	九四	六〇〇四	一一七	一一〇四	一一〇四	四九	四九	七〇〇四	七〇〇四	七〇〇四	五三	五三	五三	三一	三一	一〇六	一〇〇四	

			県営村田石生住	丘原結河大菅管						上谷河原大河菅管	井戸戸王咸威菅管						住宅	金谷松山菅管	李坪世老人(住宅)宅	古川吉(住宅)宅
			田柴町郡村	同						大田郡原町田柴	大郡原町田刈						同	同	同	
年昭度	年昭度	年昭度	度昭和	年昭和	同	同	同	同	平成六年度	度昭和	同	平成六年度	同	平成四年度	度平成	度平成十四年	平成十年度			
年昭度	年昭度	年昭度	度昭和	年昭和	同	同	同	同	木造	度昭和	同	同	同	同	木造	高層耐	中層耐			
六〇・五	六一・八	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	七四・七	五二・二	六九・〇	〇・九七八三	六六・〇	〇・九七八三	六五・三	五六・九	七八・二	七七・八		
〇・九二六九	〇・九二六九	〇・九二六九	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九五〇四	〇・九五〇四	〇・九五〇四	〇・九五〇四	〇・九五〇四	〇・九〇一六	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九七八三	〇・九六六〇	〇・九七八〇	〇・九七八〇		
〇・四九三七	〇・四五五	〇・四五五	〇・四一五九	〇・四一五九	〇・四〇三一	〇・四〇三一	〇・六七三〇	〇・六六九六	〇・六三五	〇・六三九二	〇・六三九二	〇・六三九二	〇・六三九二	〇・六三九二	〇・六一六〇	〇・五一七	〇・六四〇六	一〇一・一一〇〇		
四五	四五	四五	一〇〇四	一〇〇四	三九	三九	四五	四五	三〇〇四	二三	二三	二五	二五	二五	八一・九〇〇四	四五	四五	九四・六〇〇四		

	県営丸森神明住	県営(老人世帯同住)柴田櫻木住	県営(身体障害者住)柴田櫻木住	県営柴田櫻木住	県営柴田東船岡	県営柴田船追住
	森伊町郡丸	同	同	同	同	田柴町郡柴
年度	平成元年度	年昭和六十三	同	同	同	平成四年度
火中層耐	同	木造	同	火高層耐	火中層耐	同
五一・三	六九・六	六九・六	五八・九	五〇・五	五〇・五	六四・六
〇・九五〇〇	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九八五	〇・九八五	〇・九八五	〇・九五六九
〇・三六三三	〇・五五六一	〇・五二三四	〇・五七三六	〇・四五八	〇・四五八	〇・五七一
三六・五〇〇円	四九・二〇〇円	四六・七〇〇円	九四・一〇〇円	八〇・四〇〇円	一〇九・七〇〇円	四七・八〇〇円

県営中新田羽場			住宅	県営中新田川	住宅	県営大和吉岡南	浜住宅							住宅	県営亘理下茨田					
同			美加町郡加	和黒町郡大	同											ケ富浜城町郡七	理町亘理郡亘			
平成八年度	同	平成五年度	同	平成四年度	同	平成五年度	同	同	同	平成三年度	同	同	同	同	平成二年度	年昭和四十九	年昭和六十三	年昭和六十一	度昭和六十年	年昭和五十五
同	同	同	同	木造	同	火中層耐	同	同	同	火高層耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七八・七	七六・六	七四・七	七三・六	六八・七	六九・〇	六六・〇	七五・六	六五・五	六四・七	五五・四	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	一・〇〇〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇
〇・九六九六	〇・九六九六	〇・九六九六	〇・九七三六	〇・九七三六	一・〇〇〇〇	〇・九七九二	〇・九七九二	〇・九七九二	〇・九七九二	〇・九七九二										
〇・七〇五三	〇・六四〇	〇・六二八	〇・六〇七	〇・五六七三	〇・五六七三	〇・五四九八														
一一三・七〇〇円	九八・八〇〇円	九六・四〇〇円	五六・九〇〇円	五三・一〇〇円	八〇・九〇〇円	七六・二〇〇円	六一・四〇〇円	五三・二〇〇円	五三・二〇〇円	五三・二〇〇円	四五・〇〇〇円	六五・九〇〇円	五四・八〇〇円	五四・八〇〇円	五四・八〇〇円	四五・〇〇〇円	四五・〇〇〇円	四五・〇〇〇円	四五・〇〇〇円	三六・一〇〇円

この告示中第一条の規定は平成二十一年四月一日から、第二条の規定は同年九月一日から施行する。

公告

○ 政府調査に関する協定の適用を受ける調査について、次のとおり落成指標を決定する。

平成二十二年三月三十一日

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
高崎警察署ツアーフラム(接続機器)乙W99

1) 貸貸借式

卷之三

三
平成二十一年三月十八日
新潟県中央気象台

四
落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
NECキャピタルソリューション(株)東北支店
仙台

1000 韓國文書

בְּרִית מָשֶׁה וְעֵדוֹת יְהוָה בְּרִית מָשֶׁה וְעֵדוֹת יְהוָה

七
入札の公告を行つた日
平成二十一年六月六日

宮城県知事 告井嘉告

宮城県知事
村井嘉浩

備考 応益係数とは、公嘗住宅法施行令（昭和二十六年政令第一百四十号）第一条各号に掲げる

第一条 県営住宅家賃規程の一部を次のように改正する。

本則第一号の表県営本吉大沢住宅の項を削り、同表県営気仙沼鹿折住宅の項の次に次のように加

え
る。

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月十八日

市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 一億二千九百十万二千百二十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年一月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年三月三十一日

富城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 微物分析装置賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立キャピタル株式会社東北営業本部

仙台市青葉区一一番町二丁目十番十七号

五 落札金額 四千三百八十七万九千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年一月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年三月三十一日

富城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 デジタルステレオカメラシステム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日通商事株式会社仙台支店

仙台市宮城野区苦竹三丁目一一番一号

五 落札金額 七千四十六万九千二百八十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年一月六日

病院局

○宮城県病院局管理規程第一号

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のようて定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木村時久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

病院局職員給与規程（平成十二年宮城県病院局管理規程第十一号）の一部を次のようて改正する。

第六条中「百分の十一」を「百分の十三」と改める。

附則第一項を次のように改める。

（平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日までの職員の給与の特例）

2 第三条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額は、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）に係るものに限り、同項、同条第三項及び第四項、給与条例第四条から第五条の三まで、任期付職員条例第四条から第四条の三まで並びに任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮城県条例第四十六号）附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給される職員については、その者の受けける給料月額と当該給料の額との合計額）（以下この項において「基礎額」といふ。）から基礎額に百分の五・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び勤務一時間当たりの給与額（第十条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額及び給与条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く）の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

附則第三項の見出し中「平成二十年一月一日から平成二十三年三月三十日」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日」に改め、同項中「平成二十年一月一日から平成二十三年三月三十日」を「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日」に、「百分の二十」を「百分の十」に、「百分の十五」を「百分の七・五」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十五号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

二の告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二「社会福祉法人大石ヶ原会養護老人ホーム吉成苑」の項の次に次のように加える。

社会福祉法人陽光福祉会特別養護老人ホームエコーが丘 同市青葉区芋沢字横前一番地の二

附則

- 宮選管告示第四十六号
- 一の告示は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

宮城県選挙管理委員会規程（昭和二十三年宮選管告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

大崎地方支局

同栗原地方支局

同登米地方支局

同石巻地方支局

同宮城県東部地方支局

第十四条第一項の表中

を

北同 部地方支局	大崎市、 栗原市 宮城県北 部県税事務所内
東部地方支局	石巻市、 宮城県東 部県税事務所内
同 石巻地方支局	石巻市 宮城県石 巻県税事務所内
同 登米地方支局	登米市 宮城県登 米県税事務所内

に改める。

第十五条第一項第一号中、「支局長」を「支局長」に改める。

第十五条第一項第一号中、「支局長」の下に、「又は地方副支局長」を加え、同条第二項の次に次の

一項を加える。

地方副支局長は、地方支局長の命を受け、職員を指揮をして所掌する事務を統括する。

第十八条第一項及び第十九条中「地方支局長」の下に「又は地方副支局長」を加える。

附則

二の告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市田代島地先海
域に設置された人工魚礁において、水産動植物の資源動向調査を実施するため、次のとおり制限する。

平成二十一年三月三十一日

宮城海区漁業調整委員会

会長 鹤山喜勝

一 制限期間

平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

二 制限の内容

次の表に示す区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調
整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けた
者、試験研究機関、並びに一の期間中、四月一日から七月三十一日までの間にしゃこさし網漁業を
行う者及び六月一日から十一月三十日までの間にはも胴漁業を行う者が採捕する場合は、この限り
でない。

採捕制限区域（表示は、世界測地系による。）

次の点ア、イ、ウ、ヒ、ニアの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域
 点ア 北緯三十八度十六分二十七秒、東経百四十一度二十四分十五秒
 点イ 北緯三十八度十六分三十六秒、東経百四十一度二十五分四十七秒
 点ウ 北緯三十八度十六分十八秒、東経百四十一度二十五分四十九秒
 点ヒ 北緯三十八度十六分九秒、東経百四十一度二十四分十八秒

正誤

○宮城県公報第一〇四四号（平成二十一年三月二十四日付け）中

ペ
ー
ジ
四

上 段

行
ハ
ラ
後
か

一

道
路
の
種
類
国
道
正

一
道
路
の
種
類
県
道
誤